

傷害
総合保険

ジェンヌ



NIPPONKOA
INSURANCE

アクティブな女性達の身近なリスクを、重点的に手厚く補償。

日本興亜損保

2001年4月



ケガの補償がさらに充実! あなたの暮らし

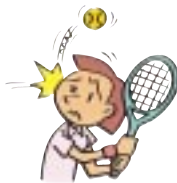
ケガの補償



家庭、職場、旅行中等、日常生活における様々なケガを補償します。



料理中のヤケド



スポーツ中のケガ



交通事故によるケガ

賠償責任の補償



日常生活における様々な賠償事故を補償します。



買い物中商品を壊した

携行品の補償



ハンドバッグなどの携行品の損害を補償します。



バックをひたかれた



カメラを落として壊した

さらに補償を **NEW** 充実させました。

NEW

さらに充実したケガの補償



「足(脚)にケガをすると病院に行くのが大変。交通費もかかるし...。」

通院の苦労もこれで解消!

(下肢事故通院増額補償)

通院時の負担が大きい下肢傷害(脚・足)の場合、1.2倍に増額してお支払いします。

1.2倍補償 足のケガを手厚く補償



「入院すると、何かと出費が...。」

入院時の出費に

備える手厚い補償!

(入院-ケガにより3日以上入院した場合に、入院保険金(20万円限度)をお支払いします。)

20倍補償 ケガによる入院を手厚



「退院できて良かった!」

でも、お見舞いのお礼などでまた出費が...

退院後の出費にも安心!

(退院療養一時金)

14日以上入院し退院した場合に、入院保険金(10万円限度)をお支払いします。

10倍補償 ケガによる入院を手厚



「最近、世の中が物騒になってきたわ...。ストーカーも心配だし...。」

万一の犯罪被害への大きな備え!

(被害事故補償)
犯罪行為(第三者の故意による加害行為)または死亡または重度後遺障害(1級~3級)を被った場合に、保険金額の範囲内で実際の損害額(逸失利益的損害等)をお支払いします。



「毎年、夏になると日射病や熱射病で倒れる人のニュースが多いわね...。」

日射・熱射病もこれで安心!

(熱中症危険の補償)

通常のケガに加え、日射や熱射により身体に障害でも、保険金をお支払いします。(ただし、被保険者未満の場合に限ります。)



「顔にケガしちゃったわ...。どうしよう...。」

お顔のケガにも安心!

(顔面等傷害倍額支払特約)

顔面に傷害を被り、外科手術等を受けた場合、入院保険金、手術保険金および通院保険金を支払います。

2倍補償 女性のニーズにあわせ

身近なリスクを、重点的に手厚く補償。

NEW

各種オプション



「入院しても家のことが心配で
落ち着かないわ...。」

もしもの場合も安心!

ケガや病気で入院し、
ベビーシッター等を雇ったとき
(ベビーシッター等費用担保)

満7才未満の子と同居している家事従
事者のみお選びいただけます。また、簡
単な「健康状況の告知」をいただきます。



ケガで入院し、
ホームヘルパーを雇ったとき
(ホームヘルパー費用担保)



「今回の旅行、すごく楽しみにしてた
のに...。」「えっ! 私の通ってるスポー
ツクラブが倒産! そんな...」

余暇活動も安心!

ケガや病気で旅行等の
キャンセル費用がかかったとき

相手の倒産により前払費用が
戻らなくなったとき

(余暇活動関連費用損害担保)



「えっ!うちの人が
交通事故で重体!まさか...。」

ご家族の

「まさか」にも安心!

ご家族が不慮の事故により
重度後遺障害を被り要介護
状態となったとき

(家族介護諸費用担保)



「地震が恐いわ...。」

天災による ケガを補償!

(天災危険担保)

地震・噴火・津波により身体に傷害を被っ
た場合、保険金をお支払いします。

保険金額・保険料一覧表 (保険期間1年間、職種級別1級)

【主契約】

ご契約タイプ		D11	D12	D13
保険金額	死亡・後遺障害	2,000万円	1,000万円	500万円
	入院保険金日額	12,000円	6,000円	4,500円
	通院保険金日額	8,000円	4,000円	3,000円
	被害事故補償	5,000万円	5,000万円	3,000万円
	入院一時金	200,000円	120,000円	90,000円
	退院療養一時金	100,000円	60,000円	45,000円
	顔面等傷害倍額支払	あり	あり	あり
	携行品損害	30万円	30万円	30万円
	日常生活賠償責任	3,000万円	3,000万円	3,000万円
	保険料	年払	59,370円	31,790円
年払(天災危険担保)		65,630円	34,950円	24,320円
月払		5,430円	2,910円	2,050円
月払(天災危険担保)		6,010円	3,200円	2,220円

【オプション補償】 付帯する場合は【主契約】の保険料に下記の保険料を加算してください。

担保項目		ホームヘルパー費用	余暇活動関連費用	家族介護諸費用	ベビーシッター費用
保険金額		1万円(支払限度基礎日額)	30万円	120万円	1万円(支払限度基礎日額)
保険料	年払	1,340円	1,970円	2,640円	3,860円
	年払(天災危険担保)	1,530円	1,970円	2,640円	4,130円
	月払	120円	180円	240円	350円
	月払(天災危険担保)	140円	180円	240円	380円

ご注意 ●主契約を天災危険担保とした場合、オプション補償についても天災危険担保の保険料となります。
●「ホームヘルパー費用」と「ベビーシッター費用」は同時付帯できませんのでご注意ください。

「ジェンヌ」の主な補償内容

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合	
ケガの補償	死亡保険金	ケガが原因で、事故の日から180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。すでにお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでにお支払いした金額を差し引いた残額をお支払いします。	故意による事故 自殺・闘争・犯罪行為 無資格運転・酒酔い運転中のケガ 脳疾患、疾病または心神喪失 地震、噴火、津波(天災危険担保特約を付帯した場合はお支払いの対象となります。) (被害事故補償保険金を除く) 妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置 刑の執行 戦争、外国の武力行使、革命、内乱、暴動 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの 山岳登山(ピッケル等の登山道具を使用するもの)・リュージュ・ボブスレー・スライダー・バングライダー・搭乗その他のこれらに類する危険な運動中のケガ 自動車、バイク等による競技、競争、興行中のケガ 満23歳以上の被保険者の日射、熱射による身体の障害 被害事故補償保険金の場合のみ 被保険者の重大な過失
	後遺障害保険金	ケガが原因で、事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。	
	入院保険金 入院一時金 退院療養一時金	ケガが原因で入院した場合、事故の日から180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金額をお支払いします。入院一時金 入院保険金をお支払いする場合において、連続して3日以上入院したときは、入院保険金額の20倍の金額(算出した額が20万円を超える場合は20万円を限度とします。)をお支払いします。ただし、1事故に対して1回の入院に限ります。 退院療養一時金 入院保険金をお支払いする場合において、連続して14日以上入院したのちに、生存している状態で退院したときは、入院保険金額の10倍の金額(算出した額が10万円を超える場合は10万円を限度とします。)をお支払いします。ただし、1事故に対して1回の退院に限ります。	
	手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、そのケガの治療のために所定の手術を受けられたとき、入院保険金額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍・20倍または40倍)を乗じた金額をお支払いします。	
	通院保険金	ケガが原因で医師の治療を受けた場合、平常の生活または業務ができる程度に治った日までの通院日数(往診日数を含みます。)に対し、90日を限度として通院保険金額(受傷部位が下肢(脚・足)の場合には通院保険金額の1.2倍の額)をお支払いします。ただし、事故の日から180日以内の通院が対象となります。	
	被害事故補償保険金	第三者の故意による加害行為でのケガ(ただし、警察署に届け出たものに限ります。)またはひき逃げ(道路上での自動車・原動機付自転車との衝突等で加害者が事故の日からその日を含め30日間を経過しても特定できないもの)によるケガにより、死亡したときまたは重度の後遺障害が生じた場合、被害事故補償保険金額の範囲内で実際の損害額(逸失利益等)をお支払いします。	
	「熱中症危険の補償」について 日射または熱射によって身体に障害を被った場合上記 - の保険金をお支払いします。(被保険者が満23才未満の場合に限ります。) 「顔面等傷害倍額支払特約」について ケガが原因で顔面、頭部または頸部の治療について切開、縫合などの外科手術または歯科手術を受け、入院または通院した場合、上記 - の保険金を2倍にしてお支払します。また、 - については支払限度日数を365日とします。 「天災危険担保特約(オプション)」について 地震・噴火・津波により傷害を被った場合、上記 - の保険金をお支払いします。		
賠償責任の補償	日常生活賠償責任保険金	日常生活の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担した場合、1事故につき賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。	故意の事故による損害賠償責任 業務遂行に起因する損害賠償責任 自動車、航空機、船舶、銃器による損害賠償責任 同居の親族に対する損害賠償責任 地震、噴火、津波に起因する損害賠償責任 戦争、暴動に起因する損害賠償責任
身の回りの品の補償	携行品の損害保険金	自宅外で携行していた身の回り品に損害が生じた場合、その再調達価額(*1)をお支払いします。 (*1)再調達価額...損害が生じた地および時におけるその保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。(1事故につき3,000円を自己負担していただきます。) [ご注意: 次のものは保険の対象なりません。] 有価証券、クレジットカード、船舶・自動車・自転車およびこれらの付属品、養蚕、コンタクトレンズ、眼鏡、動物、植物、稿本、設計書、携帯電話、パソコンなど	故意による事故 自殺・闘争・犯罪行為 地震、噴火、津波 戦争、外国の武力行使、革命、内乱、暴動 保険の目的のほか、自然消耗、ねずみ食い、虫食い、書き傷、塗装のはがれ等 偶然・外來な事故に起因しない電氣的事故または機械的事故 置き忘れ、紛失
オプション補償	ホームヘルパー費用保険金	家事従事者である被保険者がケガが原因で入院し、入院保険金をお支払いする場合において、被保険者が行うべき家事を代行するためにホームヘルパーを雇い入れたとき、雇入費用をお支払いします。 (1事故につき5,000円を自己負担していただきます。)	故意による事故 自殺・闘争・犯罪行為 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用 地震、噴火、津波(ホームヘルパー費用保険金、ベビーシッター費用保険金の場合、天災危険担保特約を付帯することによりお支払の対象となります。) 戦争、外国の武力行使、革命、内乱、暴動 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの 家族介護諸費用保険金、ベビーシッター費用保険金の場合 被保険者の先天性異常
	余暇活動関連費用保険金	被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等以内の親族(親もしくは子)が、死亡またはケガもしくは病気による入院によって、被保険者が特定のサービス(*2)の予定をキャンセルせざるを得なくなった場合に負担したキャンセル費用を保険金としてお支払いします。 (*2)特定のサービス...旅行、飛行機、船舶、鉄道、パーティー、公演など。 被保険者がサービス提供契約等(*3)に基づき対価を払い込んでいる場合で、その契約相手である法人が倒産した場合に、支払った対価に相当するサービスが受けられないことまたは権利の行使ができないことにより被保険者が被った損害額を保険金としてお支払いします。 (*3)サービス提供契約等...英語学校、エステティックサロンなどの受講・利用に関する契約、国内・海外旅行の提供に関する契約など。 (1事故につき1,000円または損害額の20%に相当する額のいずれか大きい額を自己負担していただきます。)	
	家族介護諸費用保険金	被保険者(*4)が、ケガが原因で、事故の日から180日以内に重度の後遺障害が生じ、かつ、寝たきりにより介護が必要な状態となった場合において、事故の日から181日を超えて要介護状態が継続した場合、181日以降の要介護状態である期間に対して1年につき保険証券記載の家族介護諸費用保険金をお支払いします。 (*4)被保険者...家族介護諸費用保険金における被保険者とは、本人、本人の配偶者、本人または配偶者と生計を共にする同居の親族、本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子をいいます。	
	ベビーシッター費用保険金	家事従事者である被保険者がケガまたは病気の原因で入院し、家事に従事できなくなった場合、ベビーシッター等の雇入費用および託児所等にお子様を預けるための費用を保険金としてお支払いします。 (1事故につき5,000円を自己負担していただきます。) [ご注意]この保険金は保険始期時において満7才未満のお子様と同居している場合に限ってお支払いします。	

付帯される特約条項 来訪者傷害見舞費用不担保特約、入院一時金および退院療養一時金支払特約、顔面等傷害倍額支払特約、日常生活賠償責任担保特約、携行品損害担保特約
オプション ベビーシッター等費用担保特約、ホームヘルパー費用担保特約、余暇活動関連費用損害担保特約、家族介護諸費用担保特約、天災危険担保特約

ご注意

万一事故にあわれたら、取扱代理店または日本興亜損保へすぐにご通知ください。事故の日から30日以内にご通知がありませんと、保険金をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。
このパンフレットは「ジェンヌ」の概要を説明したものです(さらに詳しい内容を記載した「ご契約のしおり」がございます。)。ご契約手続きその他この保険の詳細については、取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。
弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものととなります。

保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。
ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保にご照会ください。
個人契約の場合、お支払いいただいた保険料は、他の損害保険料控除対象となる保険料と合算して、所得税について毎年3,000円、住民税について毎年2,000円を限度として課税所得から控除されます。
「ジェンヌ」は傷害総合保険の女性向けプランのペットネームです。



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
お客様相談室 TEL:03-3593-3111 (大代表)
ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>

●お申し込み・お問い合わせは